

沼津市商工業振興ビジョン <概要版>

第1章 沼津市商工業振興ビジョン策定の趣旨

1 ビジョン策定の目的

本市は、金属製品、生産用機械器具、電気機械器具、食料品等の製造業を主体とした工業、沼津駅の南北に連なる商店街や沼津港の飲食店街等に代表される商業・サービス業のほか、農業・水産業等の各産業がバランスよく集積した産業構造を有しており、静岡県東部地域の中心都市として位置づけられてきました。

人口減少や少子高齢化の進行による労働力不足や国内需要の減少に加え、経済のグローバル化による国際的な競争への対応、AI（人工知能）やロボット技術などテクノロジーの進展への対応など、商工業振興に向けての課題は多様化してきています。

これらの社会状況の変化に加え、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により国内需要は冷え込み、その影響は今後も一定期間続くことが見込まれるなど、本市を取り巻く経済情勢は大きな転換点を迎えています。

このようなことから、本市経済の早期回復と、更なる商工業振興を図るため、商工業振興に係る課題を整理し、今後の施策の方向性を明らかにすることを目的として、「沼津市商工業振興ビジョン」を策定するものです。

2 ビジョンの構成

本市の最上位計画である「第5次沼津市総合計画」、本市が中小企業の振興に取り組む方向性を明らかにした「沼津市中小企業振興基本条例」の内容を踏まえ、本ビジョンの策定を行いました。

本ビジョンの構成としては、第5次沼津市総合計画に掲げる「まちづくりの柱3 力強い産業を牽引するまち」のうちの「商業の振興」、「工業の振興」、「新たな産業の創出」、「労働人材の確保と育成」の4つの視点に立ち、それぞれの視点・分野ごとに現状及び課題を分析した上で、市内経済の活性化と雇用の創出に向けた、施策展開の方向性や基本施策について示していきます。

また、現在、社会・経済情勢に大きな変化をもたらしている新型コロナウイルス感染症への対応についても示していきます。

3 計画期間

本ビジョンの計画期間は、第5次沼津市総合計画の前期推進計画にあわせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8~ (2026)	
第5次沼津市総合計画 (前期推進計画)	策定	→					後期推進計画	→
沼津市商工業振興ビジョン	策定	→					改訂	→

第2章 商業の振興

【現状】 本市の年間商品販売額

(単位：億円)

	S 63	H 3	H 6	H 9	H 14	H 19	H 24	H 26	H 28
合計	9,817	12,212	12,068	12,114	8,096	7,923	5,781	7,345	8,309
卸売業	7,111	9,177	8,992	9,168	5,405	5,439	3,830	5,095	5,999
小売業	2,706	3,035	3,076	2,946	2,691	2,484	1,951	2,250	2,310

中心市街地歩行者数

(単位：人／日)

H 28	H 29	H 30	R 1	R 2
74,868	75,317	63,851	86,211	45,250

【課題】

卸売業と小売業を合わせた本市全体の年間商品販売額は、平成3年をピークに減少傾向にあります。

これは、本市の中心市街地には、小売・飲食等の多くの商店をはじめ、オフィス・営業所・公共施設等が数多く存在しているものの、特に小売業においては、インターネット販売やキャッシュレス決済の利用拡大など、消費行動の多様化や人口減少などの影響を受けていることが要因として考えられます。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域内経済の循環という視点や新たな生活様式を踏まえた取組も求められています。

特に中心市街地の商業においては、まちなかの居住者の生活を支える日用品等の提供と広域からの買い物客をひきつける商品やサービスの提供が期待されており、郊外的大型店やインターネット販売とは異なる、魅力ある店舗を集積し、商店街全体の活性化を図る必要があります。

商業振興につながるにぎわいづくりにおいては、中心市街地に近接する狩野川階段堤や中央公園等の豊かな公共空間を活用して、多くの民間団体等と連携した様々なイベントの実施や、日常的な憩いの空間としてのにぎわいの創出、まちなかの回遊性向上に資する継続した取組も必要となります。

【成果目標】

項目	現況値	目標値
小売業の年間商品販売額	2,310 億円 (H 28)	2,500 億円 (R 7)
中心市街地歩行者数 (人／日)	45,250 人 (R 2)	80,000 人 (R 7)

【活動目標】

項目	現況値	目標値
個店のリブランディングに 取り組んだ店舗数	0 件 (R 1)	延べ 20 件 (R 7)

【施策の基本方針】

魅力ある個店づくりを支援するとともに、商店街と個店との連携や新たなサービス開発などを促進し、日常生活空間として楽しめる商店街のにぎわいづくりや経営基盤の強化を図ります。

また、新たな事業主の創出・育成やリノベーションによる空き店舗の利活用などを促進し、まちの魅力やエリアの価値を高めます。

【施策の方向性】

(1) 魅力ある商店街・個店づくりの推進

社会構造や消費行動が多様化する中、魅力ある商店街・個店づくりの推進に向け、それぞれの店舗が有する個性を伸ばし、郊外の大型店やインターネット販売とは異なる、魅力ある個店の集積を図ります。

① 商店街・個店のリブランディング

中心市街地の潜在的魅力要素である既存店舗の経営改善を支援し、店主や経営支援に関わる人材の育成を図るとともに、リノベーションまちづくりとの連携により、魅力ある個店を集積し、エリア価値の向上に取り組みます。

② 新商品・新サービスの開発促進

地域産業の活力ある発展を図るため、新商品、新技術及び新役務の開発等の新たな取組や展示会等に出展する中小企業等に対する支援を行うとともに、地域商社の立ち上げ支援をはじめ、沼津市物産振興協議会などの関係機関や異業種との連携を構築し、新たな販路拡大の支援を行います。

③ 商店街・個店の連携促進

商店街や中心市街地のまちづくりについて、若い経営者の参画を促すことにより、次世代を担う人材を育成するとともに、商店街及び個店の連携を図ります。

④ IT導入の促進(キャッシュレス決済・インターネット販売等)

多様化する消費者ニーズに対応するため、キャッシュレス決済やインターネット販売への対応が求められています。

また、商店街で開催するイベントのPRや店舗の知名度を向上させていくには、SNSによる効果的な情報発信が不可欠となっています。

関係機関等と連携してIT導入に向けたセミナーを開催するなど、買い物環境整備に向けた各店舗の意識の醸成を図ります。

(2) まちづくりとの連携によるにぎわいの場の創出

ヒト中心の公共空間を創出し、沿道の店舗等が道路空間を活用した日常的なにぎわいや憩いの場を創出するとともに、公園や水辺空間の更なる利活用を促進し、まちなかの回遊性向上やにぎわいの創出を図ります。また、中心市街地と沼津港及び郊外大型店との連携に取り組み、まちなかの集客性・回遊性を高めます。

① にぎわい形成のための都市機能導入

空き店舗や平面駐車場などの低・未利用地が中心市街地に点在することは、市街地環境の悪化や歩行者動線の分断などをもたらし、まちなかにぎわいの低下につながります。

空き店舗や空き地などの遊休不動産のみならず、利用度の低下した公共施設や公共空間を有効な資源として捉え、これらを活用したリノベーションまちづくりに取り組みます。

② 空き店舗等の活用

空き店舗や空き家、空き地等の既存の建物や土地について、リノベーションまちづくりにより、遊休不動産の再生と質の高い雇用の創出等を掛け合わせ、新たな産業振興と地域コミュニティの再生を図るリノベーションまちづくりに取り組みます。

③ 水辺空間の活用・継続性のあるイベント開催

水辺を活用したにぎわい創出を進める沼津上土町周辺狩野川河川空間利用調整協議会と連携し、上土町周辺の狩野川階段堤の利用促進に向けた取組として、水辺のステージの開催や沼津の魅力

伝える情報発信などを通じ、狩野川周辺の新たなまちあるき拠点としてのにぎわい創出を図ります。

また、まちなか賑わい委員会と連携して中心市街地のエリアで開催される飲食・物販イベント等を支援することで、まちなかのにぎわい創出、交流人口の拡大を図ります。

④ インバウンド需要の取り込み促進

まちなかの賑わい創出や、地域経済の活性化を図るため、商店街におけるインバウンドの受入環境の整備について検討を進めます。

⑤ 沼津港・大規模店との連携の創出

沼津港と中心市街地との回遊性向上を目的に、まちなかの魅力ある店舗を親しみやすい手書き地図（ぬまづ街歩きマップ）として作成し、宿泊施設や大型店等に配架することで、観光客等が来店する機会を創出します。

また、大型店と商店街が連携した新たな取組などについて、今後のまちづくりを担う若手商業者等と検討を進めます。

第3章 工業の振興

【現状】 本市の製造品出荷額等

(単位：億円)

	S59	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H29	H30
静岡県	125,045	162,652	161,630	166,108	173,227	157,931	163,720	167,871	175,394
沼津市	6,984	9,259	8,683	7,437	5,985	5,275	6,402	5,996	6,406

【課題】

本市の製造品出荷額等は、平成2年の9,259億円をピークに、平成30年には6,406億円と、大幅に減少しています。

これは、広域交通の高い結節性など本市の立地の優位性等により、事業用地としての需要は高いものの、企業ニーズにあった事業用地が少ないため、市内企業の生産性向上や規模拡大に伴う移転、さらには市外企業の進出に十分な対応ができていないことが大きな要因であると考えられます。

特に市街化区域内においては、大規模な未利用地が少なく、住工混在の問題などから企業のニーズに合わない状態となっています。

そのため、市内企業の流出を抑制すべく、市街化調整区域における土地利用の在り方について検討し、令和2年度において、市街化調整区域における開発行為等の審査基準の改正を行いました。

しかしながら、市外企業については、引き続き企業立地の対応が困難な状況となっていることから、土地利用の在り方を含め、事業用地の確保に向けた検討をしていかなければなりません。

これらの取組を通じて、市内企業はもちろんのこと、市外企業の立地を推進し、企業の定着と経営の安定化を図っていくことが重要となっています。

また、企業の定着と経営の安定化は、本市の活力の維持のみではなく、市民の雇用確保の観点からも非常に重要であるため、計画的・戦略的に事業用地の確保と支援体制の整備に取り組むことが求められています。

【成果目標】

項目	現況値	目標値
製造品出荷額等	6,406億円(H30)	7,000億円(R7)

【活動目標】

項目	現況値	目標値
製造業等の立地件数	0件(R1)	7件(R7)

【施策の基本方針】

広域交通の高い結節性など本市の立地の優位性を活かして、新たな工業用地の確保や企業の誘致・定着の推進により、製造品出荷額等の向上に努めます。

また、地域産業の活性化と安定雇用の確保に向けて、中小企業の経営基盤の強化や生産性の向上、新たな事業展開を図る取組の支援に努めます。

【施策の方向性】

(1) 企業の定着・誘致の推進

工業・物流業においては、市街化区域に適地が少ないことによる市内企業の流出の抑制や、市外からの企業の受け入れを推進するため、広域交通の結節点など本市の立地の優位性が生かせる場所の土地利用の在り方を検討し事業用地の確保を図ります。

① 企業の事業用地取得・設備投資の支援

本市への企業立地を促進するため、製造業等の事業者で土地の面積や従業員数など一定の要件を満たした事業者に対して、用地の取得費や工場の建設費などについて、補助金を交付します。

また、IT等の事業を行うにあたり、本市に新たにオフィスを設置する事業者に対して、オフィスの賃借料や通信回線料などについて、補助金を交付することにより、事業者の進出を支援します。

② 空き物件の情報収集・相談体制の整備

公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会と締結した事業用地等情報の収集及び提供に関する協定に基づき、事業者等からの求めに応じて、情報の提供を受ける体制を整えており、相談体制の更なる充実を図ります。

③ 企業誘致に向けた首都圏プロモーション活動等の実施

本市への立地をアピールするため、移住施策とも連携しながら、首都圏等の企業が集まるマッチングイベントに出展するなど、誘致活動を行います。

④ 事業用地の確保(市街化調整区域の有効活用)

現行の市街化調整区域における開発行為等を制限する規制等については、技術先端型業種や次世代産業に該当する業種の工場などの立地は認められているものの、この基準に合致するケースは、企業立地の引き合い状況の中でも極めて少ない状況となっています。

持続的な産業振興を図り、工業用地の不足に対応するため、市街化調整区域であっても広域交通のアクセスに優れるエリア等については、有効的な活用の検討を進め、民間企業が立地しやすい環境を整備します。

<中小規模の事業用地の確保>

市街化調整区域内で、自然環境や居住環境に配慮し、広域交通の結節点となっている地区を新たな事業用地の適地として位置づけ、土地利用の在り方について検討を進め、企業が立地しやすい環境を整備します。

短期的な取組として、広域交通の結節点である(都)片浜池田線沿道ゾーンを主な候補地と位置づけ、市街化調整区域における開発基準を改正し、技術先端型業種・次世代産業の工場等に加え、市内企業の事業拡大のための工場の移転を可能としました。

今後は、日々進化する技術の革新への対応を図るため、技術先端型業種・次世代産業に該当する業種の見直しについて検討します。

<大規模な事業用地の確保>

大規模な事業用地需要に対応するため、(都)片浜池田線沿道ゾーンに加え、一団の土地利用のニーズが見込まれる足高北地区や原地区などを主な候補地と位置づけ、土地利用の動向や公共施設の整備状況等を考慮し、区域区分の見直しについて検討するとともに、必要に応じて市街化調整区域における地区計画の活用を検討し、計画的かつ適切に事業用地の確保を図ります。

また、交通環境の変化が見込まれる大平地区や市の保有する遊休地が存する西浦地区についても新たな都市的土地利用の可能性について検討を行います。

⑤ 広域交通網を活かした物流拠点整備の検討

東駿河湾環状線の西側延伸を見据え、国道1号の結節点となる原・浮島地区や、東海大学跡地周辺を含む新東名駿河湾沼津SIC周辺地区などを主な候補地と位置づけ、事業用地としての開発可能性について検討を進めます。

(2) 企業の経営基盤の強化・生産性向上に向けた支援

中小企業の持続的な活動と生産性の向上は、本市の経済発展と市民の雇用の確保につながることから、これらの取組を支援し中小企業の活性化を図ります。

① 資金調達の支援

中小企業における設備投資資金や運転資金の円滑な調達を支援するため、金融機関や信用保証協会と連携して、小口資金や短期経営改善資金等の制度融資を実施することにより、利子にかかる負担を軽減しています。

経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、中小企業者や金融機関と定期的なヒアリングを実施し、制度融資の拡充・見直しを行います。

② 知的財産活用に向けた相談体制の整備

特許権や実用新案権、商標権などの知的財産権については、商品の開発やブランドの構築など、企業活動においてその重要性が増してきています。知的財産に関する相談体制の構築や企業戦略に対する助言などを通じて、産業の活性化を図ります。

③ 継続的な事業活動の確保に向けたBCP（事業継続計画）の策定支援

地震や台風などの自然災害等が増加傾向にある中で、事業の継続が困難になったり、復旧に時間を要したりして、事業の縮小や廃業を余儀なくされるケースが目立っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあることから、このような緊急事態への対応力を向上させるためには、BCPを策定することが重要になっています。

BCPの策定に向けた啓発に努めるとともに、相談体制の強化など、中小企業がBCPを策定するにあたっての新たな支援制度について検討していきます。

④ 生産性向上に向けた先端設備の導入支援

生産性向上特別措置法の施行に伴い、労働生産性が一定以上向上する設備投資計画を認定することにより、固定資産税の特例措置を設け、老朽化した設備の更新を促し、生産性の向上と競争力の強化を図ります。

第4章 創業者の創出・新たな産業の創出

【現状】 めまづビジネスサポート連絡会（めまサポ）の支援を受けた創業者数

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
建設業	2	9	2	8	7	5
製造業	1	0	4	4	6	5
卸売業・小売業	4	5	9	9	4	5
宿泊業・飲食サービス業	10	3	12	18	13	6
生活関連サービス業	3	4	2	5	8	8
医療・福祉	3	3	5	10	2	5
その他のサービス業	16	8	13	15	10	10
合計	39	32	47	69	50	44

【課題】

本市経済の活力を向上させるためには、市内事業者における既存事業の生産性向上・収益性向上だけでなく、新たに事業に取り組む創業者の創出や、社会環境の変化に応じたイノベーションにより、新たな商品・サービス・産業の創出も欠かすことができません。

特に、創業者の創出については、創業に必要な手続きや準備に関するセミナー等の開催などを通じて情報の提供・発信を行うなど、創業支援等事業計画に基づいて、支援機関と連携して、創業しやすい環境づくりや機運の醸成に取り組む必要があります。

また、本市へのIT企業の立地については徐々に進んできていますが、Society 5.0に関連する企業の立地は現時点ではまだまだ少ないのが現状です。

IoT・AI・ビッグデータなど第四次産業革命と言われる技術の革新や、Society 5.0と言われる未来社会の構築に向けた取組、SDGsなどの持続可能な社会形成に向けた取組、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化などに対応した新たな取組に挑戦する個人事業者や企業への支援や誘致が求められています。

【成果目標】

項目	現況値	目標値
めまづビジネスサポート連絡会（めまサポ）の支援を受けた創業件数	44件（R1）	70件（R7）

【活動目標】

項目	現況値	目標値
市主催の創業セミナー参加人数	97人（R1）	120人（R7）

【施策の基本方針】

将来の地域産業を支える創業者の創出を図るため、創業しやすい環境づくりや機運の醸成に取り組み、創業セミナーの参加者を増やすことにより、創業件数の増加を目指します。

また、グローバル化やIT化の進展、新型コロナウイルス感染症による影響などにより、これまでにない速度で変化している社会経済環境を的確に捉え、時代のニーズに対応した成長力のある新たな産業の創出を図ります。

【施策の方向性】

(1) 創業の支援

創業支援機関と連携し、地域産業の新たな担い手となる創業者の創出を図ります。

① 創業支援機関と連携した伴走型創業支援

これから創業しようとする人や創業間もない人に対する相談窓口を設置し、創業や経営革新に向けた相談業務や情報提供等を行います。

また、創業者が必要となる知識を習得するためのセミナーを開催し、創業者の育成を行うとともに、新たなビジネスを生み出すコワーキングスペース・シェアオフィスについて、民間事業者と連携した環境整備や利用促進を図り、創業しやすい環境づくりを推進していきます。

② ソーシャルビジネス創出の支援

地域の課題をビジネスの手法で解決し仕事にする取組（ソーシャルビジネス）が注目されています。地域課題・社会課題はますます複雑・多様化する一方、課題解決の担い手・事業者は不足しているため、ソーシャルビジネスの事例や手法を学ぶセミナーを開催し、事業者の発掘・育成を行います。

(2) 社会環境の変化に応じたイノベーションの創出

経済のグローバル化が進行している社会経済環境の中、地域の特性を活かしながら時代のニーズに対応した新たな産業の創出や、AI等の活用によるSociety 5.0に対応できる産業の育成が求められており、新たな取組に挑戦する事業者を支援します。

① 産学官金の連携による新技術・新商品開発支援

日々進化する技術や市場の動向などを踏まえ、商工業振興に関する支援体制を最適化するため、産学官金の連携を強化します。

また、産学官金が連携して、新技術・新商品開発に取り組む企業の支援を行います。

② ファルマバレープロジェクトの推進

ファルマバレーセンターと連携し、医療関連産業の推進を図るとともに、次世代ヘルスケア産業の振興に向けた取組への支援を検討します。

③ Society 5.0の取組支援

Society 5.0と言われる未来社会の構築に向けた取組が急速に進展する中、既成概念に捉われない新たなビジネスや働き方が生まれていることから、Society 5.0に関する情報収集を積極的に行い、市内企業への周知・啓発を図ります。

また、このような取組にチャレンジする企業を支援するため、新たな支援制度の検討を行うとともに、Society 5.0に関連する企業の立地を促進するため、市街化調整区域における開発行為等の審査基準について、次世代産業に該当する業種の見直しを検討します。

第5章 労働人材の確保と育成

【現状】 有効求人倍率

(単位：倍)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度		R 2 4月	R 2 5月	R 2 6月	R 2 7月	R 2 8月	R 2 9月
沼津市	1.17	1.35	1.56	1.71	1.97	1.72		1.36	1.21	1.06	0.98	1.00	0.98
沼津管内	1.08	1.27	1.45	1.58	1.72	1.58		1.21	1.05	0.96	0.89	0.88	0.88
静岡県	1.10	1.21	1.39	1.58	1.68	1.48		1.17	1.06	0.96	0.90	0.88	0.90
全国	1.11	1.24	1.40	1.54	1.62	1.55		1.32	1.20	1.11	1.08	1.08	1.03

※沼津市・沼津管内は原数値。静岡県・全国は季節調整値。

※沼津管内（沼津市・裾野市・御殿場市・長泉町・清水町・小山町）

月間有効求人数に対する就職率

年度	月間有効求人数（A）	就職件数（B）	就職率（B/A）
H27	4,052人	259人	6.4%
H28	4,635人	254人	5.5%
H29	4,368人	222人	5.1%
H30	4,758人	202人	4.2%
R 1	4,299人	187人	4.3%

【課題】

本市の労働人口は少子高齢化の進展、若年層の市外流出など生産年齢人口が減少傾向にあることから、企業における労働人材の確保だけでなく、中小企業等の事業承継にも影響を及ぼしています。

また、職業別求人求職状況を見ると、特に建設関係職、保安・農林は求人過剰となり、逆に事務的職業、生産工程職は求人不足となるなど、企業の求人ニーズと求職者の希望職種の不マッチが生じており、求人過剰にある職種の企業にとって労働人材の確保は喫緊の課題となっています。

人材育成においては、新規学卒就職者の3年以内の離職率は、大学卒で30%超、高校卒で約40%となっており、企業における人材育成・技術承継の向上を図ることが難しくなっていることに加え、今後のICTの進展、産業構造の変化に対応するための知識・技術を備えた人材の育成にも力を入れていく必要があります。

このような状況から、若年層のUIターン就職を推進するとともに女性、高齢者、外国人など多様な人材を活用することで労働人材の確保を図るとともに、新規学卒就職者の早期離職防止に対する支援、国立沼津工業高等専門学校などの教育機関や沼津工業技術支援センターなどの研究機関と連携した人材育成を充実・強化する取組が求められます。

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、労働需要や労働環境等の変化が想定されますが、状況の変化を的確に把握しながら、国や県、支援機関と連携した迅速な対応が必要となります。

【成果目標】

項目	現況値	目標値
月間有効求人数に対する就職率 (就職件数/月間有効求人数)	4.3% (R1)	6.0% (R7)

【活動目標】

項目	現況値	目標値
合同就職面接会への参加者数	123人 (R1)	200人 (R7)
「ぬま job」登録事業者数	370事業所 (R1)	500事業所 (R7)

【施策の基本方針】

市内の安定した雇用確保に向けて、企業の情報発信や若者の就労の支援、学生の地元企業への就職の促進を図るとともに、関係機関と連携して後継者不足による廃業の解消に向けた事業承継の推進や、地域産業を支える人材の育成に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を含め、働き方改革を促進し、誰もが働きやすい環境づくりや勤労者福祉の充実を図るとともに、女性や高齢者、外国人などの潜在的な労働力の掘り起こしを図ります。

【施策の方向性】**(1) 市内企業の人材確保**

本市の有効求人倍率は、平成26年1月から令和2年3月までの6年3か月、連続して1を超え、特に平成29年5月からは1.5を超えており、事業者の人材不足の状態が長期化しています。新型コロナウイルス感染症拡大により減少傾向に転じてはいますが、本市における人材確保は引き続き中小企業にとっての課題となっています。

そのため、本市産業の活力を維持し、将来を担う人材を確保することを目的に、本市の魅力や市内企業情報の発信、合同就職面接会、奨学金返還支援制度等に取り組み、若者の就労の支援、U I Jターンを推進します。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、離職が増えていることから、離職者等への再就職支援を行います。

① 学生の地元企業への就職誘導・奨学金返還支援制度の活用

インターンシップを推進するとともに、市内企業の参加による合同就職面接会を開催し、企業と求職者のマッチングの機会を設けるなど、求職者の市内就職を支援し、市内中小企業の人材確保を図ります。

また、市内中小企業に就職し、かつ市内に居住した勤労者に対し奨学金の返還金の一部を補助することで、市内中小企業の人材及び定住人口の確保を図ります。

② 企業情報の積極的発信（ぬま job）

大企業が活発に求人活動を行う中、市内外の求職者が魅力ある市内企業の詳細な情報を得る手段は限られています。

そのため、市内企業に特化した就職支援サイト「ぬま job」を運営し、市内企業の情報発信と求職者の情報獲得を支援し、企業と求職者のマッチングの機会を増やすことで、市内企業の安定した雇用

の確保と求職者の市内企業への就職の促進を図ります。

③ 離職者等への再就職支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による景気低迷により、事業主都合による離職が増えています。一方、建設関係職、保安・農林、福祉関連職などの業種では、コロナ禍においても高い新規求人倍率となっています。

そのため、離職や収入減等を余儀なくされた方を対象に、事業の継続・発展を担う人材を求めている市内企業への再就職に向けた、「出口一体型」の支援プログラムを実施することにより、離職者等の安定した仕事への就職、就業定着支援、人材確保を必要とする市内企業との人材マッチング支援を図ります。

(2) 事業承継の推進

経営者の高齢化に伴い、後継者がみつからない事業者が増加しています。長年培われてきた優れた技術や製品・サービス等を次世代につないでいくため、経営者の親族や従業員への事業承継のほか、社外人材の登用やM&A（企業・事業の合併・買収）など、あらゆる可能性を考慮し戦略的な事業承継を進めます。

① 静岡県事業承継ネットワークとの連携・事業承継診断の促進

円滑な事業承継を実現するためには、早期に後継者の確保を含む準備に着手することが不可欠です。

セミナーやワークショップなど、意識啓発に努めるとともに、「静岡県事業承継ネットワーク」と連携し、事業承継に向けた計画的な準備や問題解決など切れ目ない支援を行います。

(3) 潜在的労働力の活用

少子高齢化の進展により、生産年齢人口が年々減少しています。将来を背負っていく若い世代の絶対数が減っているため、従来どおりの採用・人材育成活動を行っていても労働力の確保が難しくなってきます。

従来の慣例や慣習に捉われることなく、新たな視点で人材戦略・経営戦略を見つめ直すことが必要であり、女性、高齢者、外国人などの多様な人材の能力や特性を最大限に発揮できる環境を整え、労働人材の確保を図ります。

① 女性・シニア世代の掘り起こし

多様な人材の活躍推進を「経営戦略」として取り組むよう、経営者の意識改革を図るとともに、育児、介護、病気の治療との両立が可能な就業環境の整備を促進するため、多様で柔軟な働き方の導入を支援します。

求職者を支援するため、キャリアデザイン相談センターを設置し、就労支援員による女性の就業意識や職業能力向上のための就職相談、アフターフォローによる早期離職防止などの伴走型支援を行います。

また、公益社団法人沼津市シルバー人材センターの事業運営への支援をとおして、就労に必要な情報の収集や提供、技能等の講習を実施することにより、シニア世代の就業を促進します。

② 外国人労働者の受入れ推進

深刻化している人手不足に対応するため、新たな在留資格「特定技能」が創設され、人材確保が困難な状況にある産業分野において即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みが構築されました。

新たな外国人労働者の受入れに向け、外国人が暮らしやすく働きやすい環境を整えるため、研修体制、居住環境、通訳の状況など受入れ体制の確認を行うとともに、県等と連携した日本語研修の実施などに

より、外国人労働者の受入れを推進します。

(4) 働き方改革の推進

少子高齢化による労働力人口の減少が懸念される中で、社会や企業が活力を維持していくためには、限られた人材を最大限に活かす必要があり、男女を問わず誰もが、子育てや介護、プライベートなどの時間を大切にしながら安心していきいきと働き続けられる環境を整備することが重要となります。

勤労者福祉の充実に向けた取組を推進するとともに、短時間勤務制度や、様々な働き方のニーズに応じた多様な正社員制度、場所や時間にとられないテレワークなどの周知啓発を進め、多様な働き方・柔軟な働き方を選択できる職場環境の整備促進を図ります。

① 勤労者福祉の支援

中小企業の勤労者及び事業主の福祉の向上及び、中小企業の振興と地域社会に活性化に寄与することを目的に発足した「沼津市・清水町勤労者共済会」の運営支援を通して、市内中小企業の勤労者福祉の向上を図ります。

また、労働者福祉の増進や地域住民の生活支援など積極的な活動を展開している「沼津地区労働者福祉協議会」と連携して、労働環境や労働諸条件の改善、ゆとりある暮らしの実現など労働者福祉の増進を図ります。

さらに、勤労者の生活に係る融資の円滑化を図り、経済的負担の軽減により生活の安定を図るため、勤労者利子補給を実施します。

② 働き方改革の推進（ワーク・ライフ・バランス、テレワーク等）

長時間労働の是正や非正規労働者の処遇改善等による働きやすい職場づくりを推進するとともに、新型コロナウイルス感染症により、企業における働き方が見直される動きがある中で、テレワークなど多様な働き方・柔軟な働き方を選択できる職場環境の整備促進を図ります。

(5) 人材の育成

企業の成長産業分野への事業展開を促進するため、若年層が技術に触れ合う機会を創出し、地域産業を支える人材を育成します。

① 教育機関との連携によるものづくり人材の育成

「地域産業を支える人材育成」という観点からは、今後の世界的な競争を視野に入れて「世界に通用する人材育成」とすべく、今まで以上に高く意識する必要があります。

そのため、国立沼津工業高等専門学校と連携し、ICTやAIがさらに進化するこれからの時代を創造するための教育（STEAM教育）を推進するとともに、グローバル化や科学技術の進展などの変化に対応できる技術人材を育成する静岡県立工科短期大学校と連携を図ります。

また、その前段階の成長過程である子ども達にとって、基礎的な科学知識や未知なる技術は、実際に体験し感動や興奮を味わうことによって知的好奇心が刺激されるものであるため、その機会を地域の子ども達に提供します。

第6章 コロナ禍における事業者等への対応

1 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内で初めての感染者が確認され、本市においても令和2年4月に感染者が確認されました。

その後、感染は拡大し続け、令和2年4月に日本全国に緊急事態宣言が発出され、令和3年1月には再び首都圏を中心に発出されるなど、感染拡大防止に向け、密集・密接・密閉を回避する新たな生活様式の実践が求められています。

こうした中、商工業への影響を最小限に抑え、新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな生活様式に対応した事業展開を支援していかなければなりません。

今後においても、新型コロナウイルス感染症の感染状況や経済情勢を注視しながら、国や県、支援機関等と連携して、迅速かつ柔軟に施策を実施していく必要があります。

2 コロナ禍における事業者等への対応

(1) 事業者等への対応の考え方

新型コロナウイルス感染症の拡大は、ヒトやモノの移動制限等により、経済活動を抑制するとともに、非接触に起因したデジタル化の進展など、急速な社会変化をもたらしています。

そのため、コロナ禍における本市商工業の事業継続の確保を図るとともに、アフターコロナにも対応した経営基盤強化を推進するため、「事業継続の支援」・「消費の喚起」・「新たな生活様式への対応」・「離職者の支援」の4つの施策を実施していきます。

(2) 事業者等への対応に係る施策の基本方針

① 事業継続の支援

運転資金等の確保など資金需要への対応や、経営相談の強化等により、事業継続に向けた取組の支援を強化します。

② 消費の喚起

キャッシュレス決済の推進を図り、消費行動の変化に沿った消費喚起を行うことにより、市内経済の活性化を図ります。

③ 新たな生活様式への対応

業種別に示されたガイドラインの周知・徹底を図るとともに、消費行動の変化への対応や非接触による労働環境の確保に取り組む事業者への支援を強化します。

④ 離職者の支援

ハローワーク等と連携して、雇用のミスマッチの解消やコロナ禍において職を失った労働者等に対する支援を強化します。